

令和3年3月10日
生活支援部保護第一課・保護第二課

東京ガス株式会社等との行政による支援を必要とする者に係る 情報の提供に関する協定の締結について

1 目的

東京ガス（株）等が検針業務等の際に気付いた、生活困窮者等行政による支援が必要な区民の情報を区に提供し、適切な支援に結びつける。

2 実施内容

- (1) 東京ガス（株）等は、都市ガス利用者が協定締結各社の窓口等にて、生活困窮によりガス使用料金を支払うことができない旨の申し出があった場合、福祉サービスの提供に関する案内をする等の対応を行う。
- (2) 東京ガス（株）等は、都市ガスの検針・料金徴収のため利用者宅へ訪問した際、異変に気付いた場合は区へ状況を報告する。区は各所管において内容および状況を確認し、必要に応じて、生活保護などの適切なサービスやサポートへつながるよう支援を行う。

3 協定施行日 令和3年4月1日

4 協定締結先および区関係所管

(1) 協定締結先

東京ガス（株）東京東支店、東京ガスリビングライン（株）東江東支社、東京ガスライフバルE-D（トウキョウガスライフバルイードゥー）（株）

(2) 区関係所管

長寿応援課、地域ケア推進課、保護第一課、保護第二課

5 他区の状況

東京ガス（株）等と協定を締結している区は13区

行政による支援を必要とする者に係る情報の提供に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）、東京ガス株式会社（以下「乙」という。）、東京ガスリビングライン株式会社（以下「丙」という。）及び東京ガスライフバルE-D株式会社（以下「丁」という。）、乙及び丙と併せて「乙ら」という。）とは、次の条項により、協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内に居住する者のうち行政による支援が必要と思われる者に関する情報の提供に関し、乙らが甲に対して協力するに当たって必要な事項を定めることにより、行政による支援が必要な者（以下「要支援者」という。）の甲による早期把握を図り、もって必要な支援を適切に行うことを目的とする。

（対象地域）

第2条 この協定の対象地域は、江東区全域のうち、乙らが日常的に業務を行う地域とする。

（協力）

第3条 乙らは、甲による要支援者への支援事業の趣旨に賛同し、乙らの業務に支障のない範囲で甲の事業の実施に協力するものとする。

（連携事項）

第4条 乙らは、甲の行政区域内において、乙らのガスメーターの検針、ガスの供給を停止する旨の予告、料金徴収等のための顧客の住居訪問業務の執行に際し、住民の対応状況、住居状況その他の現場状況から、当該住民が行政による支援が必要な状況にあると思われる場合には、次の各号に定める対応を行う。

(1) 乙らは、当該住居の居住者（以下「当該居住者」という。）からガス料金を支払う金銭がない等、生活に困窮している旨の相談を受けた場合は、当該居住者に甲による福祉サービスの提供に

関する案内文書を渡し、甲へ相談に行くよう促すとともに、当該居住者本人の同意を得ることを前提に、甲に情報提供を行う。

(2) 乙らは、住居を訪問した際、住居の外から当該居住者の異変を察知したときは、安否を確認するため、声かけ等を行う。

(3) 前2号に定める対応のほか、乙らが、訪問した住居の当該居住者の健康状態、衣服等の状況、居住している住宅の状況等を勘察し、明らかに居住者の生命を保護する必要があると思料される場合は、直ちにその状況を甲に通報し、甲に対して当該居住者の生活状況を調査するよう要請するものとする。

2 通報に当たっては、乙らがそれぞれ社内で定める個人情報等の管理規定に基づき、適切に対応するものとする。

3 甲への通報に係る費用については、乙らの負担とする。

(免責)

第5条 第4条第1項に規定する乙らの対応は、努力義務を定めたものであり、乙らは、通報を行った場合、行わなかった場合、通報に誤りがあった場合又は通報が遅れた場合であっても、通報の内容及びその後に生じた結果その他の問題等の一切に関し、甲又は第三者に対していかなる法的義務又は責任も負うものではない。ただし、乙らが故意に虚偽の通報をしたことにより甲に損害を与えた場合はこの限りではない。

(対応)

第6条 甲は、第4条第1項第1号及び第3号の規定による通報を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(情報提供)

第7条 甲が必要と認める場合には、乙らに対して、当該居住者の通報後の様子等について情報提供を求めることができる。

2 前項により、乙らが甲に対して情報提供を行うときは、乙らがその時点で把握している範囲で回答すれば足りるものとする。また、個人情報保護法などの法令上、回答が困難である場合は何らの回答の義務も負わないものとする。

3 乙らから要請があった場合には、甲は、乙らの業務に係り、

かつ要支援者の権利利益を不当に侵害する恐れがない範囲で、第6条に基づく対応を行った際の対応状況を連絡することができる。

(甲の責務)

第8条 甲は、乙らから提供された情報に係る対応、提供された情報の管理等に係る全ての責務を負うものとする。

(秘密保持の義務)

第9条 甲及び乙らは、この協定の実施に当たりそれぞれ相手方から提供された個人情報その他関連情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の実施に当たり乙らから提供された個人情報等をこの協定の目的を超えて利用してはならない。

3 甲が、この協定の実施に当たり、乙らから提供された個人情報等を、生命及び財産の重大な危機に当たると判断し、例外的に、東京都（同公安委員会を含む。）等の第三者に伝えた場合、乙らに対し、当該第三者及び伝えた個人情報等の内容を報告するものとする。

4 本条の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令に従うほか、その都度甲と乙、丙及び丁とが協議して定めるものとする。

(適用期間)

第11条 この協定は、令和3年4月1日からその効力が生じるものとし、その後は、甲又は乙らが、その相手方に対し、書面をもって反対の意思を通知しない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙らそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月22日

甲 東京都江東区東陽4丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

乙 東京都荒川区南千住三丁目13番1号

東京ガス株式会社 東京東支店

代表者 東京東支店長 岡野 俊也

丙 東京都江東区猿江二丁目15番5号

東京ガスリビングライン株式会社

代表者 東江東支社長 関 和則

丁 東京都中央区日本橋三丁目6番7号

ファミリー東京グランリッツ

東京ガスライフバルE-D株式会社

代表者 代表取締役 蒔野 美千夫